

手 順		内 容	備 考
1	申請書類 を入手する。 (本人)	■申請書類 ①様式第1号 助成事業申請書 ②様式第2号 主治医意見書	申請書類は主に次のところで入手できます。 ①富谷市ホームページから申請様式をダウンロード（補聴器で検索） ②市保健福祉総合支援センターまたは地域包括支援センターで受け取る。
2	助成要件 を確認する。 (本人)	■助成要件を満たさない場合は助成を受けられませんので、注意事項をよくご確認ください。 不明な点はお問合せください。	①65 歳以上 ②市税滞納なし ③身体障害者手帳（聴力）交付なし ④主治医意見書で補聴器が必要と認められる ⑤他の制度で助成を受けていない ⑥過去5年以内に助成を受けていないなどの要件があります。
3	耳鼻咽喉科を受診する。 (本人)	■病院（耳鼻咽喉科）を受診して「主治医意見書」を受け取ってください。	医療機関の指定はありませんが耳鼻咽喉科医を受診してください。 受診・意見書に必要な費用は全額自己負担になります。
4	申請書を提出する。 (本人)	■富谷市保健福祉総合支援センターに申請書類を提出します。 〒981-3311 富谷市富谷桜田1番地1 富谷市保健福祉総合支援センター 022-348-1138	郵送可ですが記入や添付書類に不備があった場合などは返送・再提出となりますので極力窓口にご提出ください。 なお、市役所本庁や出張所には提出できません。
5	要件確認 (市)	■市で納税状況、身体障害者手帳取得状況を確認します。	確認には申請書提出から約2週間程度の期間を要しますのでお待ちください。
6	交付決定 通知を受け取る。 (本人)	■市から決定通知書が郵送されます。 ①助成金（交付・不交付）決定通知書 ②助成金請求書兼口座振替依頼書 ③アンケート用紙	申請者の住所に郵送されます。 不交付決定通知の場合は大変恐縮ですが助成対象外となります。後日要件を満たすこととなった場合は改めて申請ができます。
7	補聴器を 購入する。 (本人)	■主治医とご相談の上、補聴器（管理医療機器）を購入してください。 集音器は助成対象外です。 補聴器購入業者（管理医療機器販売業者に限る）の指定はありません。	交付決定通知前に購入した場合は助成対象外となりますので、必ず交付決定通知後に購入してください。 交付決定通知の日から3か月以内に購入してください。
8	助成金を 請求する。 (本人)	■次の書類を市に提出してください。 ①助成金請求書兼口座振替依頼書 ②補聴器購入の領収書（写） ③助成金振込先通帳（写） ④アンケート用紙	通帳の表紙を開いて1枚目と2枚目（見開き）の写を添付してください。 預貯金額欄は添付不要です。 申請者本人の通帳に限ります。
9	助成金の 交付 (市)	■助成金請求書兼口座振替依頼書に記載された口座に助成金が振り込まれます。 （本人の通帳に限ります）	市に請求してから約2週間程度で振込みになります。

その他詳細要件等については、富谷市高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱の定めによります。

富谷市高齢者補聴器購入費助成事業

加齢により耳が遠くなることは誰にでも起こり得ることです。難聴により意思疎通が難しくなり人との交流や外出が減少してしまうなどでフレイル（介護の前段階）が進行してしまうことを予防するため、65歳以上の高齢者を対象に補聴器購入費の一部を助成するものです。

次の条件すべてに該当する方

助成対象者

- ①富谷市に住所がある満65歳以上であること
- ②身体障害者手帳（聴力）を保持及び障害者総合支援法による補装具支給を受けていないこと
- ③平均聴力レベルが片耳40dB以上で、耳鼻咽喉科医の主治医意見書で補聴器の必要性を認められたこと
■令和7年4月1日から要件を一部緩和しました。
（旧）両耳40dB以上 → （新）片耳40dB以上
- ④市税の滞納がないこと
- ⑤納税や障害者手帳等の状況について市が調査することに同意すること
- ⑥過去5年以内にこの助成を受けていないこと



補聴器購入費（千円未満切捨）または2万円のいずれか低い額を助成します。

助成内容

- ①助成決定前に購入したときは助成を受けられません。
- ②両耳・片耳問わず2万円または購入額が助成上限額となります。
- ③補聴器（管理医療機器）本体購入費が助成対象となります。
故障や修理、メンテナンスの費用や補聴器以外の機器（集音器等）は助成対象外です。

手続方法

お手続きの方法については裏面をご覧ください。

- 補聴器購入前に申請及び交付決定が必要です。
- 申請前の事前相談はご来庁の負担軽減のため不要としました。

留意事項

- 医療機関受診及び主治医意見書作成にかかる費用については全額自己負担となります。
- 主治医意見書は原則として申請前3か月以内に発行されたものが有効となります。
- 交付決定から原則として3か月以内に補聴器を購入してください。
- 補聴器購入後から原則として1か月以内に市に請求してください。

担当

〒981-3311 富谷市富谷桜田1番地1
富谷市保健福祉総合支援センター 電話 022-348-1138
富谷市ホームページ <https://www.tomiya-city.miyagi.jp/> 「補聴器」で検索